

各位

会社名 NCD株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下條 治  
(コード 4783 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 加藤 裕介  
電 話 03-5437-1021  
U R L <https://www.ncd.co.jp/>

## 従業員向けインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、当社ならびに当社グループ会社のうち一定の要件を満たす管理職である従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とした従業員向けインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

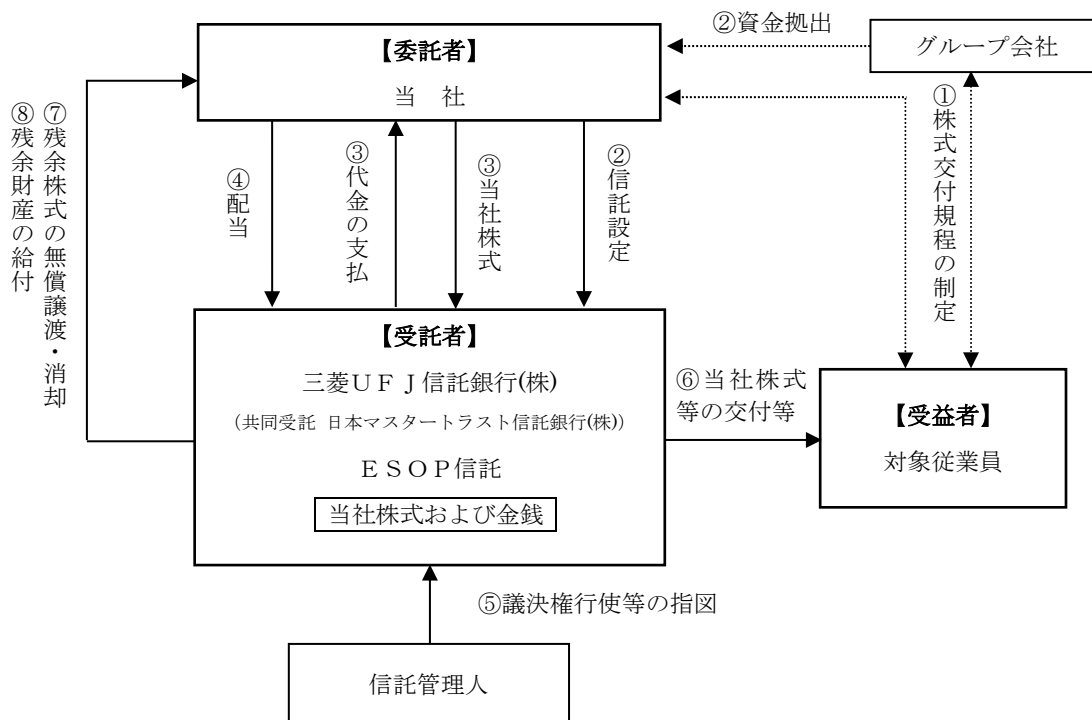
### 記

#### 1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、当社グループの中長期的な業績の向上および企業価値の増大に向け、株主の皆さまと価値を共有することで、対象従業員の貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、人的資本経営の一環として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。  
従業員向けインセンティブ・プランとしてE S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- (3) 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。  
また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

※ 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式211,884株(2026年3月31日現在)のうち、61,400株(147百万円)をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、グループ会社から拠出を受ける金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、3年間を対象期間とした中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じて、対象従業員に一定のポイントが付与されます。また、一定の要件を充足する対象従業員は、原則として3年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな制度としてESOP信託を継続利用するか、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ ESOP信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考) 信託契約の内容 (予定)

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                           |
| (2) 信託の目的    | 当社および当社グループ会社の従業員に対するインセンティブの付与                      |
| (3) 委託者      | 当社   |
| (4) 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)          |
| (5) 受益者      | 当社および当社グループ会社の従業員のうち受益者要件を充足する者                      |
| (6) 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)                                |
| (7) 信託契約日    | 2026年6月1日 (予定)                                       |
| (8) 信託の期間    | 2026年6月1日 ~ 2029年7月31日 (予定)                          |
| (9) 制度開始日    | 2026年7月1日 (予定)                                       |
| (10) 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| (12) 取得株式の総額 | 147百万円   |
| (13) 株式の取得方法 | 当社 (自己株式処分) から取得                                     |

以 上